

DAIMLER

Supplier Sustainability Standards.

サプライヤー・サステナビリティ基準

始めに.

この基準に基づき、人権、労働基準、ビジネス倫理、環境保護および安全に関して、ダイムラーAGがすべてのサプライヤーに求める要件が定められます。これらの基準は全世界で有効で、生産に携わるサプライヤーおよび、サービス業者を対象としています。この文書の内容は、私たちが世界中のサプライヤーと交わす契約条件に含まれています。会社は、その要件を自社の従業員ならびに自社のサプライヤーに伝え、それが確実に遵守されることを保証するよう要請されています。さらに、ダイムラーは、ビジネスパートナーにも、すべての有効な規定と法律の遵守を望んでいます。

ここでは、世界人権宣言ならびに国連グローバル・コンパクト、OECD（経済協力開発機構）多国籍企業行動指針、ILO（国際労働機関）の国際労働基準が基礎になっています。ダイムラーAGに対しても、自社の業務において、労働基準、ビジネス倫理、環境保護、安全に関して同じ規定が適用されます。これらは、インテグリティ規定や社会的責任の原則、ならびに環境/エネルギーのガイドラインに反映されています。

ダイムラーは、サプライヤーがこれらの要件を満たせるよう、適切な情報とトレーニングで支援します。

尚ダイムラーには、基準が守られているかどうかを確認し、違反がある場合には相応の措置をとる権利がありません。

サプライヤーには、統一されたコミュニケーションプラットフォームとして、ダイムラー・サプライヤーポータルが設けられています。本文書の他言語版ならびに補足情報は同ポータル (<http://daimler.covisint.com>) で入手可能です。

1. 労働基準

1. 人権の尊重

サプライヤーは、国際的に認められた「人権の保障」を尊重し、促進します。サプライヤーは、自分の影響範囲内にあるあらゆる業務活動において、自分自身、自分のビジネスパートナーおよび自分のサプライヤーが人権侵害を犯さない、または、それに関与しないように働きかけなければなりません。

2. 雇用選択の自由

強制/義務労働を強いることは禁じられています。被雇用者には、適切な期間をもって雇用関係を自由に終了できる権利が保証されなければなりません。

3. 児童労働の禁止

生産または加工におけるどの過程においても、児童を雇用してはなりません。サプライヤーには、少なくとも雇用最低年齢ならびに児童労働の禁止に関するILO基準の遵守が求められます。子供達の成長を妨げてはなりません。子供達の安全衛生に害を及ぼしてはなりません。

4. 機会均等／差別の禁止

サプライヤーは、雇用面での機会均等を確保するとともに、いかなる差別も撤廃します。家系や出身地、国籍、肌の色、宗教、世界観、政治的活動および労働組合における活動、性別、性的指向、年齢、身体障害、病気または妊娠に基づく従業員差別を容認しません。

5. 労働組合結成の自由および団体交渉の権利

会社は、組合結成の自由を支持し、団体交渉の権利の実効的な承認をするべきです。被雇用者が不利な扱いを受けることなく、労働条件について企業経営陣と話し合えるようにしなければなりません。被雇用者には、自由な組合の結成、労働組合への参加、代表者の決定、組合に選出されることに関する権利が保証されなければなりません。

6. 平等な給与、労働時間、社会保障

報酬および社会保障は、最低賃金に関する基本的原則、残業時間に関する法規、および法定の社会保障に従ったものでなければなりません。稼働時間および非稼働時間に関しては、少なくとも現行法規、業界基準または関連するILO条約の中で最も厳しい基準を満たしている必要があります。

7. 職場の安全衛生

サプライヤーは、少なくとも各国の規定の枠内で職場の労働安全衛生を保証し、労働環境の継続的改善に努めます。

II. ビジネス倫理&コンプライアンス

- 1. 法律の遵守**

最高水準の誠実さがすべての業務活動・取引関係の中で求められます。サプライヤーはそれがいかなる形であれ、詐欺または背任、破産犯罪、汚職、不正、利益供与、贈賄または収賄の行為をしてはなりません。サプライヤーは、自身ならびにダイムラーとの取引関係に対して適用される法規定を遵守しなくてはなりません。
- 2. 独占禁止法**

カルテル法に代表される、競争の保護/促進のための法令を遵守します。会社は公正な取引を尊重し、競合企業との談合など、自由な市場を妨げるような行為の禁止に従わなければなりません。
- 3. 利害対立の回避**

サプライヤーは、ビジネスパートナーとの取引において意思決定を下す際は、客観的な情報の下に行い、個人の利益や自己の経済的利益を持ち込んではいけません。
- 4. 取引上情報の保護**

サプライヤーは、取引中機密となる財務および技術に関する非公開情報のすべてを、企業秘密として取り扱う義務を負います。

III. 環境保護と安全

- 1. 環境に対する責任**

サプライヤーは予防原則に基づいて環境問題に取り組み、環境的責任の推進に積極的に努め、環境にやさしい技術の開発と普及を促進しなければなりません。
- 2. 環境にやさしい生産活動**

生産活動におけるすべての過程で、理想的な環境保全が保証されなければなりません。これには環境に害を与え得る事故を回避したり、その可能性を最小限にとどめるための予防的行動なども含まれます。ここでは特に、有害物質放出量の抑制や、再利用、再生利用などの戦略に基づくエネルギー・水の使用量削減のための技術の使用や継続開発が、重要な役割を果たします。
- 3. 環境にやさしい製品**

サプライチェーン内で製造されるすべての製品は、それぞれの市場セグメントで定められた環境基準を満たしている必要があります。これには、製品ライフサイクル全体と、それに使用されるすべての材料も含まれます。環境に危険を及ぼす可能性のある化学物質および、その他の物質は特定されなければなりません。これらの物質については、安全な取扱い、運搬、保管、再生利用、再利用および処分が行われるよう管理しなければなりません。
- 4. 製品の安全性と品質**

すべての製品およびサービスは、品質、能動的/受動的安全性に関して、それぞれの契約項目で定められた基準を満たした状態で納品されなければならず、その用途の中で安全に使用できるものでなければなりません。

サプライヤーはこの文書の内容を自分のサプライヤーに伝え、同要件の履行を義務付けます。また、サプライチェーン内で、このサステナビリティ規定が遵守されていることを確認します。

